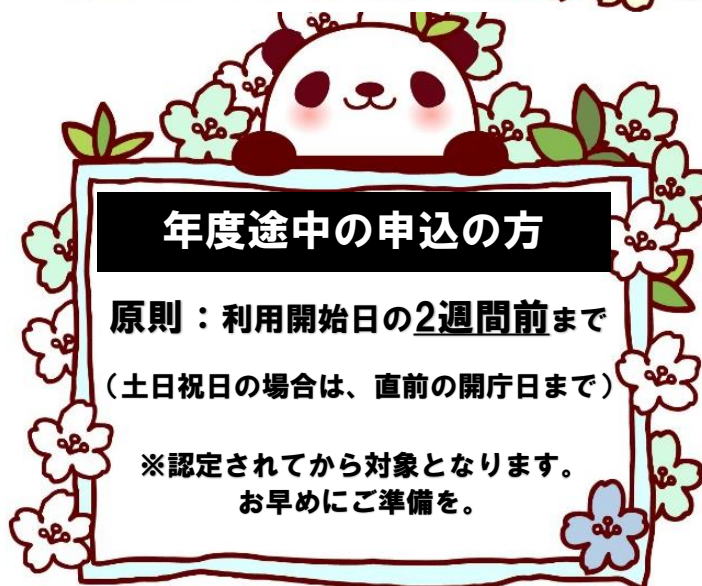


令和7年度

久山町

子育てのための施設等利用給付 認定申請のご案内

◆ 申込期間及び受付時間 (締切厳守をお願いします。)



◆ 提出先

久山町役場 福祉課 窓口

Tel 092-976-1111 (内線212)

※施設で取りまとめてご提出する場合は、事前にご連絡ください。

◆ 対象施設

○未移行幼稚園

○幼稚園の預かり保育

○認可外保育施設

○一時預かり保育

○病児・病後児保育

○ファミリー・サポート・センター

○ もくじ

	ページ
■ 教育・保育無償化について	1
 どのページをみればいい??	3
■ 新制度未移行幼稚園	4
■ 幼稚園及び認定こども園の預かり保育	5
■ 認可外保育施設（届出保育施設）	6
■ 一時預かり事業、病児保育事業、ファミサポ事業等	7
■ 施設等利用給付認定及び保育認定に必要な書類について	8
■ 様式（記入例）	10
・ 子育てのための施設等利用給付認定申請書及び現況届	
・ 就労証明書	
・ 自営業(内職)申立書	
・ 求職活動状況報告書及び誓約書	
・ 申告書	
・ 家庭保育をしていない申立書	
・ 申立書	
・ 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書	

■ 教育・保育無償化について

◎ 対象者

3 歳から 5 歳のお子さま

※0歳から2歳のお子さまは、**市町村民税非課税世帯のみ**が対象となります。

重要：年齢は、**その年度の4月1日時点の年齢**です。誕生日ではなく、学年で考えてください。

0	令和 6 年 4 月 2 日 生 ~
1	令和 5 年 4 月 2 日 生 ~ 令和 6 年 4 月 1 日 生
2	令和 4 年 4 月 2 日 生 ~ 令和 5 年 4 月 1 日 生
3	令和 3 年 4 月 2 日 生 ~ 令和 4 年 4 月 1 日 生
4	令和 2 年 4 月 2 日 生 ~ 令和 3 年 4 月 1 日 生
5	平成 31 年 4 月 2 日 生 ~ 令和 2 年 4 月 1 日 生

◎「子育てのための施設等利用給付認定」について

無償化の対象となるためには、「**子育てのための施設等利用給付認定**」を受ける必要があります。

対象施設については、表紙裏面をご確認ください。

※ 昨年認定されている場合は、認定要件が継続していることを確認するため現況届の提出が必要です。

◎「保育認定」について

令和7年度の認可保育所（ひさやま保育園杜の郷、かじか保育園）の入所申込みをされている方（令和7年度の待機児童の方）で届出保育施設に入所される方は、保育認定の書類は必要ありません。ただし、申請書の提出は必要ですので、無償化を希望される場合は必ず提出してください。

幼稚園の預かり保育や届出保育施設の無償化については、「保育認定」が必須です。

保育認定を受けられるのは、保護者が次ページの事由のいずれかに該当し、「子どもの保育を必要とする」と客観的に認められる場合になります。

7月頃に年度途中の確認のため、現況届の提出をお願いしています。

その際、**必要書類のご提出がない場合や保育の必要性が認定できない場合は、無償化の対象外**となります。

ご理解のうえご了承ください。

◎「保育を必要とする場合」とは？

保育を必要とする事由	要件
☐ 就労（※ ₁ ）	1か月において、 64時間以上＋月16日（週4日）以上 労働することを常態としていること
☐ 自営業・内職（※ ₁ ）	1か月において、 64時間以上＋月16日（週4日）以上 労働することを常態としていること
☐ 妊娠・出産	妊娠中、または出産後間がない ※出産（予定）月の産前産後5か月以内
☐ 疾病・負傷・障がい等	疾病、負傷、障がい等がある
☐ 介護・看護	同居または入院・通院している親族等を介護・看護している
☐ 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている
☐ 求職活動	求職活動（起業準備含む）を継続的に行っている
☐ 育児休業中（※ ₂ ） （継続入所3～5歳児のみ）	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童で継続保育の必要があると認める場合 ※3～5歳（年少～年長）の子どものみ
☐ 就学	就学（職業訓練校等における職業訓練含む）している
☐ 虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること
☐ その他	その他、町長が必要性を認める場合

※₁ 週3日で月15日の就労では要件を満たしません。保育認定はできませんが、3～5歳の場合、教育部分の無償化は対象となります。

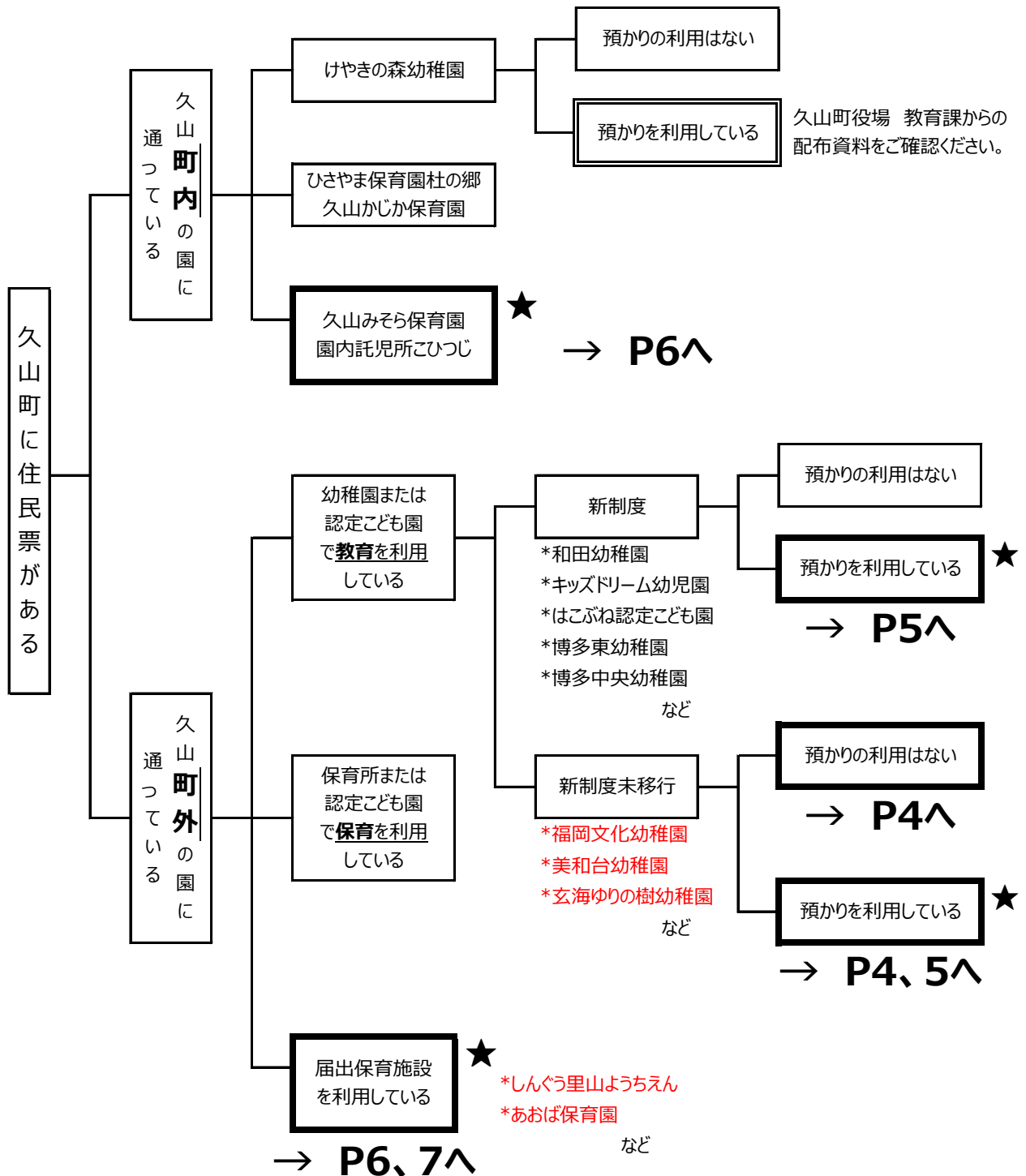
※₂ 0～2歳については、家庭保育可能と判断されますので、特別な事情を要する場合を除き、取り消しとなります。



どのページをみればいい??

必要書類等については、**P8以降** をご確認のうえご提出ください。

★印は保育認定が必要です。前ページをご確認のうえ、必要書類をご準備ください。



※ 町外の園については、現在把握している施設を分類上記載しています。記載のない園に通っている場合や、施設種別が不明な場合は、園もしくは福祉課子育て支援係に個別にお問い合わせください。

■ 新制度未移行幼稚園 (通っている園が未移行かどうかは園にご確認ください)

※この項目では教育部分のみ記載しています。預かり保育については次のページをご確認ください。

■ 無償となる上限月額について (教育部分のみ)

- ・ 3歳から5歳 : 25,700円
- ・ 満3歳児 (※₁) : 25,700円
- ・ 国立幼稚園 : 8,700円

※₁ 3歳になった日から次の3月31日まで。満3歳児を対象に受け入れをしている園のみが対象。

給食費や教材費、送迎費など実費を除いた額となります。ただし、**入園料**は、入園初年度に限り、月数で割って上限額に含まれ無償対象となります。

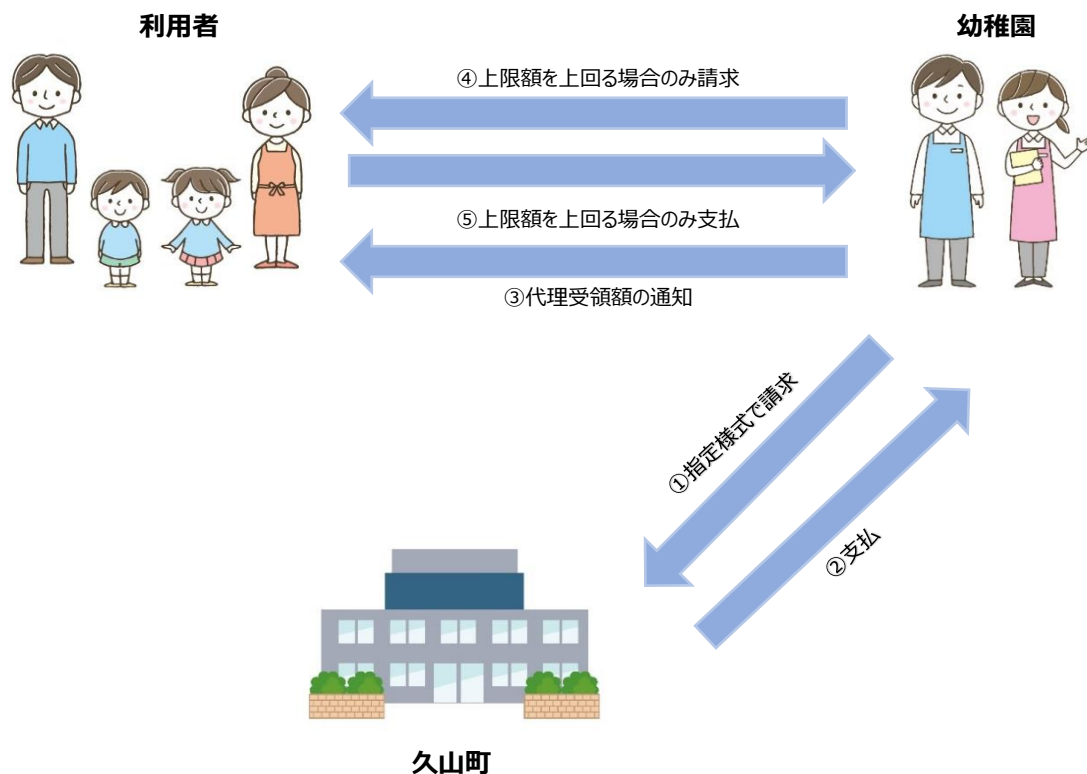
■ 無償化の方法について

法定代理受領 (現物支給) とします。

施設が町から対象児分の利用料を直接受領するものになります。

施設は、法定代理受領した額等を保護者へお知らせすることとなっておりますので、方法、回数等については、今後各施設からのお知らせをお待ちください。

保護者は、月額の利用料のうち、**上限額を超えた場合**は、施設へ直接支払いが必要となります。



■ 幼稚園及び認定こども園の預かり保育

※この項目では預かり保育についてのみ記載しています。教育部分とは別になります。

■ 無償となる上限月額について（預かり保育のみ）

- ・ 3歳から5歳 : **11,300円**
- ・ 満3歳児（※₁） : **16,300円** （市町村民税非課税世帯のみ）

※₁ 3歳になった日から次の3月31日まで。満3歳児を対象に受け入れをしている園のみが対象。

給食費や教材費、送迎費など実費を除いた額となります。

1日450円×利用日数での計算となります。利用日数に応じて上限月額が変動します。

利用している園が預かり保育を実施していない場合または「預かり保育の実施時間数等が十分な水準でない場合」に限り、届出保育施設等の利用も預かり保育としての給付の対象となります。「預かり保育の実施時間数等が十分な水準でない場合」に該当するかは園にご確認ください。

□ 預かり保育の上限月額を他のサービスと併用する場合の条件

（預かり保育が十分な水準でない場合）教育時間を含む、平日8時間未満、年間開所日数200日未満の場合のみ
（けやきの森幼稚園は、上記要件を満たしていますので、併用の場合他サービスは無償化対象外となります。）

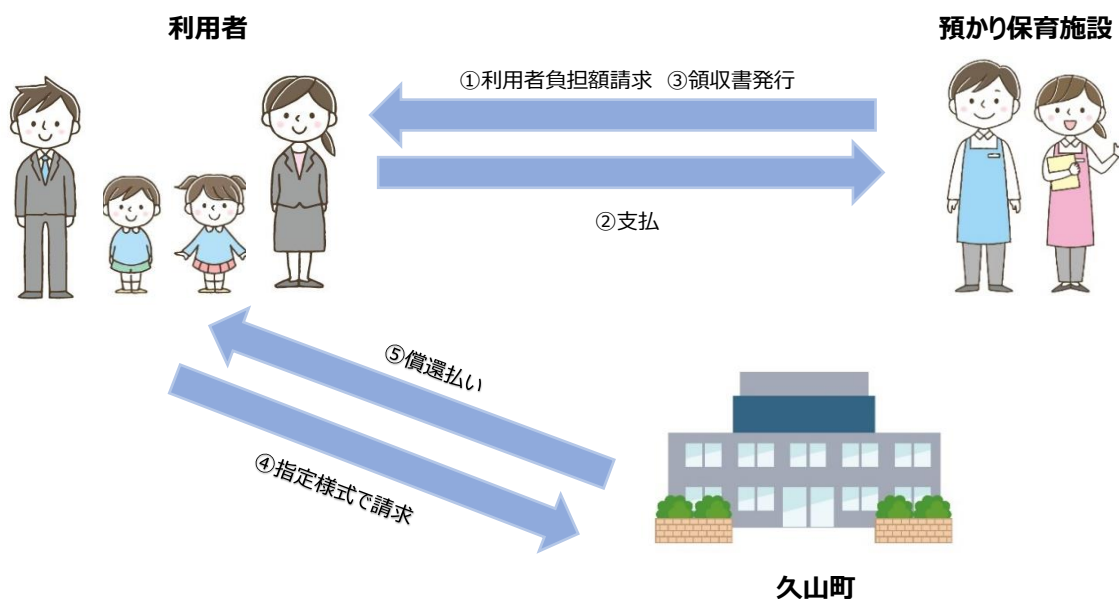
■ 無償化の方法について

償還払いとします。

利用者が町へ対象児分の利用料を請求するものになります。

請求書の提出時に、施設が発行する「領収書」や「情報提供書」の添付が必要となります。

償還払いの請求については、少なくとも6ヶ月ごとにご請求ください。毎月の請求でも構いません。



■ 届出保育施設（届出保育施設）

久山町在住で、届出保育施設を利用している場合、申請が必要です。

※保育所、十分な水準を満たしている預かり保育を実施している幼稚園、認定こども園、企業主導型保育を利用していない場合のみ対象

■ 無償となる上限月額について

- ・ 3歳から5歳 : 37,000円
- ・ 0歳から2歳 : 42,000円 （市町村民税非課税世帯のみ）

給食費や教材費、送迎費など実費を除いた額となります。

届出保育施設を利用しており、園で設定されている保育料との差額については、別のサービス（※1）と併用が可能です。

※1 病児保育、ファミリー・サポート・センターなど

■ 無償化の方法について

● 町内施設は法定代理受領（現物支給）とします。

施設が町から対象児分の利用料を直接受領するものになります。

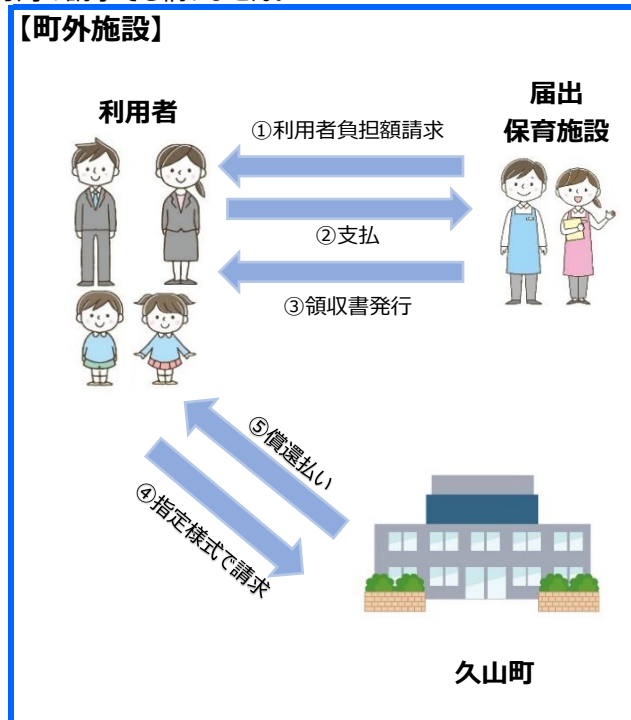
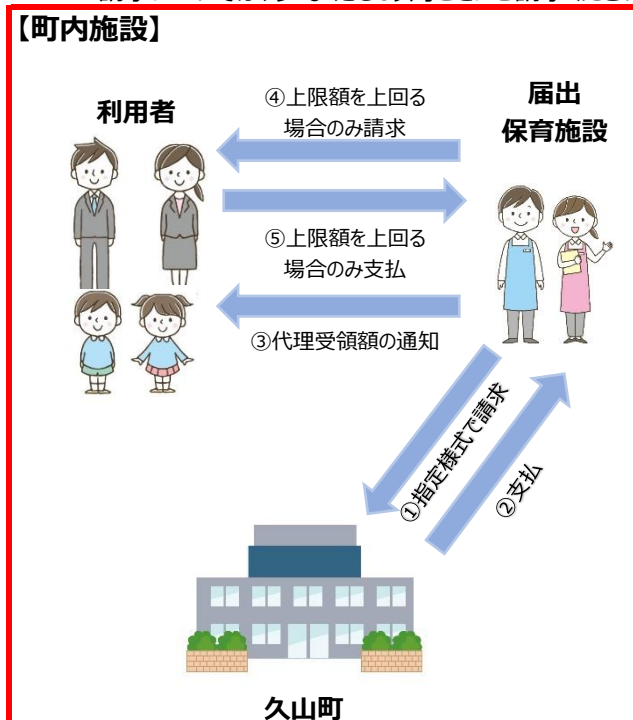
施設は、法定代理受領した額等を保護者へお知らせすることとなっておりますので、方法、回数等については、今後各施設からのお知らせをお待ちください。

保護者は、月額の利用料のうち、**上限額を超えた場合は、施設へ直接支払いが必要となります。**あらかじめご理解のうえご了承ください。

● 町外施設については施設の所在地に準じますが、原則償還払いとします。

利用者が町へ対象児分の利用料を請求するものになります。

償還払いの請求書の提出時に、施設が発行する「領収書」や「情報提供書」の提出が必要となります。なお、請求については、少なくとも6ヶ月ごとにご請求ください。毎月の請求でも構いません。



■ 一時預かり事業、病児保育事業、ファミサポ事業等

★保育認定が必要

保育所、十分な水準を満たしている預かり保育を実施している幼稚園、認定こども園、企業主導型保育を利用していない場合のみ対象です。

※届出保育施設をご利用の場合は、上限額を共有することとなります。

■ 無償となる上限月額について（教育部分のみ）

- ・ 3歳から5歳 : 37,000円
- ・ 0歳から2歳 : 42,000円 （市町村民税非課税世帯のみ）

交通費・食事代・おやつ代・キャンセル料などの実費を除いた額となります。

ファミサポについては、送迎は含まれず、預かりのみが対象です。

他のサービスとの合算で対象とならない可能性がありますので、各自上限管理をしてください。

請求の際は、利用に係る領収書（明細書）の添付が必要です。

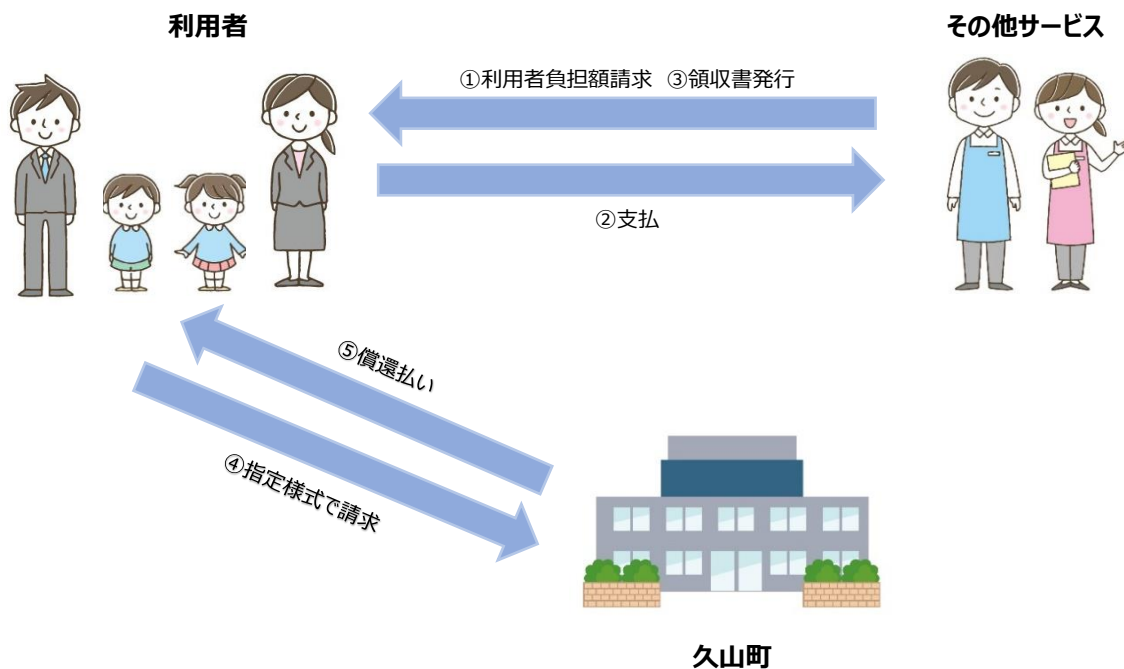
■ 無償化の方法について

償還払いとします。

利用者が町へ対象児分の利用料を請求するものになります。

請求書の提出時に、施設が発行する「領収書」や「情報提供書」の添付が必要となります。

償還払いの請求については、少なくとも6ヶ月ごとにご請求ください。毎月の請求でも構いません。



■ 施設等利用給付認定及び保育認定に必要な書類について

書類がすべてそろっていない場合は、受け付けできません。ご提出の際には十分にご確認ください。

各書類に記載されている添付書類も忘れずにご提出ください。

全 員	☐ 子育てのための施設等利用給付認定申請書及び現況届
	▼ 0～2歳児で非課税世帯として申請の場合、かつ、令和6年1月1日時点で久山町に住民票がない方は必ず提出してください。 （令和6年度7月の現況調査時に提出されている方は不要です。） ☐ 令和6年度課税・非課税証明書（所得課税がわかるもの） 【父母両方】 ※ 令和7年1月2日以降に久山町に転入された方は、令和7年1月1日時点の住民票所在地で7月頃発行される「令和7年度課税・非課税証明書」の提出が必要です。（7月頃の現況届の際に提出をお願いします）
転 入 者	
保 育 認 定 を 必 要 と す る 方	保育認定に必要な書類に虚偽がある場合は、直ちに無効となります。 ☐ 保育の必要性を証明する書類 【父母両方】
	☐ 就 労 就労証明書 ☐ 自営業・内職 自営業(内職)申立書 → 事業主：開業届もしくは営業許可証の写しが必要 → 事業主以外の従事者：専従者である証明もしくは確定申告書の写し等が必要 （事業主の家族で専従者以外の場合、給与明細など時間に見合う収入の証明を要します）
	☐ 妊娠・出産 申立書・母子手帳写し[表紙・出産予定日記載部分] ☐ 病気・障害 申告書＋診断書等 ☐ 看護・介護 申告書＋診断書等 ☐ 災害復旧 申立書 ☐ 求職中 求職活動状況報告書及び誓約書 （求職活動支援機関等利用証明書含む）
	☐ 育児休業 就労証明書 ☐ 虐待・DV 児童相談所等関係機関からの意見書 ☐ 就 学 中 就学証明書[各学校等で発行される修了日がわかるもの] → 別途カリキュラム等就学時間のわかるものの写しが必要
	☐ そ の 他 申立書
	☐ その他の書類
	☐ 在宅障がい児(者)がいる場合・・・ 身体障害者手帳、療育手帳等各種手帳の写し ☐ 生活保護受給世帯の場合・・・ 保護受給証明書の写し ☐ 今回の申請以外に家庭保育をしていない就学前児童がいる場合 ・・・ 家庭保育をしていない申立書
認 可 外	▼ 届出保育施設のみを希望し、利用されている方は、以下の書類も一緒に提出してください ☐ 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

不足する書類については、申請書以外は、久山町役場福祉課窓口での配布、もしくは、久山町ホームページでダウンロードできます。

施設経由で書類をもらった方は、一通りの様式を施設にお渡ししていますので利用施設でもお受け取りいただけます。

■ 提出にあたって

- ・ 「保育の必要性を証明する書類」は、入所希望日（認定希望日）以降の必要性を証明することが必要です。**4月1日の入所希望の場合、3月中で契約が切れる就労証明や就学証明等は要件を満たしません**ので、ご確認のうえお申込みください。
- ・ 証明書等は、原則**取得から3ヶ月以内**のものを添付してください。ただし、求職の場合は申込み時点（申込み期間内）の証明が必要です。
- ・ 入所希望日（認定希望日）を過ぎて提出された場合、認定日以降からが無償化の対象となります。遡って無償化の対象にはなりませんので、ご了承ください。
なお、原則郵送不可としております。施設で取りまとめて郵送された際の郵便トラブルなどの責任は一切負いません。

■ 0～2歳児の無償化の算定について

- ・ 0～2歳児で転入によるお申込みの場合は、必ず税情報のある市町村で父母それぞれの「課税・非課税証明書」を取得のうえ、ご提出ください。
- ・ ひとり親世帯（母子・父子家庭）や父母の合算年間収入額が103万円未満で、祖父母等同居親族（二世帯住宅等世帯分離をしている場合も含む）がいる場合には、その祖母等同居親族を家計の主宰者とみなし算定しますので、無償化対象外となる可能性があります。

また、ひとり親で事実婚状態である場合は、パートナーについても算定対象となります。

- ・ 修正申告等により市町村民税が修正される場合、必ずお申し出ください。
- ・ 海外で収入を得ているなど国内で税の申告を行っていない場合、所得のわかる書類を一式ご提出いただく必要があります。ご提出いただけない場合や、未申告等により税情報が確認できない場合は、非課税世帯であることが確認できるまで認定できません。また、この場合も遡及はできませんのでご注意ください。

■ 転入、転出（予定者含む）について

「子育てのための施設等利用給付認定」は日付を遡ることができません。申請後、審査のうえ認定した日からが無償化の対象となります。

転入・転出にあたっては、空白期間がないようするためにも、事前の準備と申請が必要ですので、ご注意ください。

【久山町から転出について】

久山町から転出後も引き続き同じ施設に通う場合は、市町村で利用料及び上限額の日割りを行う必要があります。

住所の異動が生じる可能性がある場合は事前にお知らせください。

【久山町へ転入の場合】

入所施設に変わりなく、久山町に転入予定の場合、転入手続前に必ず無償化の申請手続きをしてください。保育認定を要する場合、就労証明等の取得に時間がかかる事が予想される場合は、早めにご準備ください。

また、市町村により保育認定の基準が多少異なる場合があります。就労時間等によっては前居住地で出ていた保育認定が久山町では要件外となる可能性もありますので、P1, 2をご確認の上、申請してください。

様 式

【記入例】

令和 7 年度

記入例

(左欄)

子育てのための施設等利用給付認定申請書及び現況届

(未移行幼稚園、幼稚園の預かり保育、届出保育施設、一時預かり、病児保育、ファミサポ等利用の方)

※ 企業主導型保育施設の無償化については、施設にお尋ねください。

久山町長 様

申請日 令和 年 月 日

私は、当該年度の「子育てのための施設等利用給付認定申請のご案内」を熟読し、以下の事項について同意のうえ、関係書類を添えて申し込みます。

- ・私及び子どもの個人番号について、「(別紙)支給認定申請に係る個人番号記載票」のとおり提出し、施設等利用給付認定の審査に必要な範囲において、世帯情報(所得状況や市町村民税等)について諸帳簿、台帳等により確認されること、また、その情報に基づき決定された内容について、施設等に提示すること
- ・施設等利用給付認定に係る給付は、施設が申請者に代わって久山町に請求し、受領する場合があること
- ・利用開始の場合は認定事務が集中し審査等に日時を要するため、支給認定申請の結果が申請から30日を超えること
- ・虚偽の届出をした場合や必要書類を提出しない場合、給付認定を取り消されても異議は申立てないこと
- ・企業主導型保育事業の利用がないこと

保護者(申込者) 氏名

久山 一郎

氏名

久山 花子

住所	〒 811-25 92 久山町大字 久原3632	電話 番号	自宅	092-976-1111
↓ 住民票所在地が久山町以外の場 以前の住所	R6. 1. 1 父 現在 母		職場	父 092-976-**** 母 092-976-****
	R7. 1. 1 父 福岡市東区〇〇××		携帯	父 090-0000-0000 母 080-0000-0000
	現在 母			

0~2歳児で非課税世帯としてお申込みでここに記載がある場合は、その市町村で父母ともに「課税非課税証明書」を取得のうえ一緒にご提出ください。

子どもの情報	希望する認定	↓ 【右面】も必ず記載し、新2号、新3号(「保育認定」を希望する場合)は、添付書類を提出すること ↓ ☐ 新1号…3~5歳児預かりなし ☒ 新2号…3~5歳児保育認定 ☐ 新3号…0~2歳児保育認定	☐ 新1号…3~5歳児預かりなし ☐ 新2号…3~5歳児保育認定 ☐ 新3号…0~2歳児保育認定	☐ 新1号…3~5歳児預かりなし ☐ 新2号…3~5歳児保育認定 ☐ 新3号…0~2歳児保育認定
	(ふりがな) 児童氏名	ひさやま じろう 久山 次朗		
	生年月日	平成 令和 元年 5 月 5 日生	平成 令和 年 月 日生	平成 令和 年 月 日生
	年齢・性別 ※R7.4.1時点	5 歳 ☒ 男 ☐ 女	歳 ☐ 男 ☐ 女	歳 ☐ 男 ☐ 女
	認可保育所	☐ 申込済 ☒ 未申込み	☐ 申込済 ☐ 未申込み	☐ 申込済 ☐ 未申込み
	現在の保育状況で当てはまるもの	☐ 預けていない ☒ 幼稚園・認可園(新制度) ⇒ ☒ 預かり保育 ☐ 未移行幼稚園 ⇒ ☐ 預かり保育 ☐ 届出保育施設(認可外保育) ☐ その他()	☐ 預けていない ☐ 幼稚園・認可園(新制度) ⇒ ☐ 預かり保育 ☐ 未移行幼稚園 ⇒ ☐ 預かり保育 ☐ 届出保育施設(認可外保育) ☐ その他()	☐ 預けていない ☐ 幼稚園・認可園(新制度) ⇒ ☐ 預かり保育 ☐ 未移行幼稚園 ⇒ ☐ 預かり保育 ☐ 届出保育施設(認可外保育) ☐ その他()
	上記のほか利用の可能性がある子育て支援事業	☐ 一時預かり保育 ☐ 病児保育 ☐ ファミリーサポートセンター ☐ 企業主導型保育施設 ☐ その他()	☐ 一時預かり保育 ☐ 病児保育 ☐ ファミリーサポートセンター ☐ 企業主導型保育施設 ☐ その他()	☐ 一時預かり保育 ☐ 病児保育 ☐ ファミリーサポートセンター ☐ 企業主導型保育施設 ☐ その他()
	利用施設名	〇〇幼稚園		
	① 施設所在地	福岡市東区〇〇-〇		
	利用開始日	令和4年4月1日		
利用施設名				
② 施設所在地				
利用開始日				

現在利用している、または利用する予定の施設を記載してください。

(町使用欄)

就労証明書

記入例

久山町長

宛

会社の代表社印は特
段不要です。

証明日 西暦 2025 年 1 月 〇〇 日
事業所名 〇〇建設株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇
所在地 福岡市中央区渡辺通1-1-1
電話番号 092 — 〇〇〇 — 〇〇〇〇
担当者名 総務部 〇〇〇〇
記載者連絡先 092 — 〇〇〇 — 〇〇〇〇

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に関われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																																																	
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																																																																	
2	フリガナ	ヒサヤマ イチロウ																																																																	
	本人氏名	久山 一郎																																																																	
	生年月日	1987 年 7 月 7 日																																																																	
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2009 年 6 月 6 日 ~ 年 月 日																																																																	
4	本人就労先事業所	名称 〇〇建設株式会社 住所 福岡市中央区渡辺通1-1-1																																																																	
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																																																																	
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table border="1"> <tr> <td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝日</td><td>合計 時間</td><td>月間</td><td>176</td><td>時間</td><td>分 (うち休憩時間 1320 分)</td> </tr> <tr> <td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>一週当たりの就労日数</td><td>22</td><td>日</td><td>一週当たりの就労日数 週間 5 日</td> </tr> <tr> <td colspan="13">平日 9 時 0 分 ~ 18 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)</td> </tr> <tr> <td colspan="13">土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)</td> </tr> <tr> <td colspan="13">日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)</td> </tr> </table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	176	時間	分 (うち休憩時間 1320 分)	■	■	■	■	■	□	□	□	□	一週当たりの就労日数	22	日	一週当たりの就労日数 週間 5 日	平日 9 時 0 分 ~ 18 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)													土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)													日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)												
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	176	時間	分 (うち休憩時間 1320 分)																																																							
■	■	■	■	■	□	□	□	□	一週当たりの就労日数	22	日	一週当たりの就労日数 週間 5 日																																																							
平日 9 時 0 分 ~ 18 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)																																																																			
土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																			
日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																			
	就労時間 (変則就労の場合)	<table border="1"> <tr> <td>合計時間</td><td>□ 月間</td><td>□ 週間</td><td>時間</td><td>分 (うち休憩時間 分)</td> </tr> <tr> <td>就労日数</td><td>□ 月間</td><td>□ 週間</td><td>日</td><td></td> </tr> <tr> <td>主な就労時間帯・シフト時間帯</td><td colspan="4">時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)</td> </tr> </table>	合計時間	□ 月間	□ 週間	時間	分 (うち休憩時間 分)	就労日数	□ 月間	□ 週間	日		主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																					
合計時間	□ 月間	□ 週間	時間	分 (うち休憩時間 分)																																																															
就労日数	□ 月間	□ 週間	日																																																																
主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																		
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	<table border="1"> <tr> <td>年月</td><td>2023</td><td>年</td><td>12</td><td>月</td><td>年月</td><td>2023</td><td>年</td><td>11</td><td>月</td><td>年月</td><td>2023</td><td>年</td><td>10</td><td>月</td> </tr> <tr> <td>22</td><td>日</td><td>月</td><td>176</td><td>時間</td><td>20</td><td>日</td><td>月</td><td>168</td><td>時間</td><td>21</td><td>日</td><td>月</td><td>170</td><td>時間</td> </tr> </table>	年月	2023	年	12	月	年月	2023	年	11	月	年月	2023	年	10	月	22	日	月	176	時間	20	日	月	168	時間	21	日	月	170	時間																																			
年月	2023	年	12	月	年月	2023	年	11	月	年月	2023	年	10	月																																																					
22	日	月	176	時間	20	日	月	168	時間	21	日	月	170	時間																																																					
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																	
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																	
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																	
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日																																																																	
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																	
13	保育士等としての勤務実態 の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無																																																																	
14	備考欄																																																																		
追加的記載項目欄																																																																			

産休中・育休中の場合や休業中の場合は、
赤枠内を記入していただくようお願い先へ
ご依頼ください。

自営業(内職)申立書

【保護者記入欄】

就労者氏名	久山 花子		年齢 (4/1時点)	35 歳	児童から見た続柄	母
通勤時間 (片道)	0 分	通勤方法	徒歩・自転車・公共交通機関・自家用車 その他 ()			

【事業所記入欄】

以下の事項について、証明します。

開業届等が出せない場合は、営業所得がわかる書類の提出が必要です。
また、夫婦ともに同じ自営業を行う場合は、**一方が専従である証明**を要します。

事業所所在地 **糟屋郡久山町大字久原〇〇**
事業所名 **さくら化粧品販売**
事業主名 **久山 花子** (印)
(記入担当者名 **山田** Tel. **092-976-〇〇**)
※必要に応じ、記載内容について問い合わせることがあります

事業所名 (屋号等)	さくら化粧品販売	事業主名	久山 花子
事業開始 年月日	☐ 昭和 ☒ 平成 24 年 2 月 2 日 ☐ 令和	事業主との 関係	☒ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 親族(続柄:) ☐ その他 ()
	1 人(うち親族 1 人)	事業の場所	☒ 自宅 ☐ 自宅外事業所 ☐ その他 ()

添付書類の不足がある場合は受付できませんので、必ず提出前に添付書類の確認をしてください。

化粧品販売

※事業内容及び就労状況がわかる書類を添付してください(添付不足の場合就労の確認ができません)

(添付書類)

- 事業主：確定申告書の写し+開業届もしくは営業許可証の写し
→ 事業主以外の従事者：専従者である証明もしくは専従者とわかる確定申告書の写し

併せて、確定申告書の写しを添付してください。

10 時 0 分から 19 時 0 分まで 1日あたり 9 時間
 12 時 0 分から 21 時 0 分まで 1日あたり 9 時間
 その他 時 分から 時 分まで 1日あたり 時間

※パターンを記載してください。シフト表添付可。

勤務時間

6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時
				←仕事→				←休憩→		←仕事→							
				(土曜日)				←仕事→		←休憩・家事→		←仕事→					
(例)			←仕事→			←家事→		←休憩→			←仕事→						

シフト表を添付する場合、申込日直近の月分を添付してください。

1か月の 就労日数 (平均)	平均 25 日	1か月の 就労時間 (平均)	平均 200 時間 ※正規の休憩は含むが、時間外勤務等は含まない
通常の 就労日	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☒ 土 ☐ 日 ☐ 不定 ☐ シフト ☐ その他 ()	※虚偽の記載は無効です (問い合わせ先) 久山町役場福祉課092-976-1111	

求職活動状況報告書及び誓約書

以下の事項について、報告します。
 なお、児童の入所から2か月以内に就労の証明を提出できない場合は、保育施設等の利用を取り消されても異議を申し立てないことを誓約します。

令和 年 月 日 住 所 糟屋郡久山町大字久原3632
氏 名 久山 花子
連絡先(携帯電話)

※必要に応じ、記載内容について問い合わせることがあります

求職活動報告	活動内容 ※複数回答可	☐ 現在、求職活動は行っていない。 ☒ ハローワーク（職業安定所）等求職活動支援機関に通っている。 ☐ 月に1回程度 ☒ 月に2～3回程度 ☐ 週に1回程度 ☐ 週に2回以上
		☐ 現在就労しているが、求職活動を行う予定。 → 3月末までに雇用期限を迎え、雇用期限の延長が見込めない方。 ☐ 以前就労していた事業所等から現に誘いを受けている。 （事業所等名及び所在地： ）

求職活動支援機関等利用証明書

利用登録状況等	1 求職登録が有効	令和 6 年 1 月 〇 日	現在
	2 求人情報の提供	令和 6 年 1 月 〇 日	
	3 職業相談	令和 6 年 1 月 〇 日	
	4 求人企業の職業紹介	令和 6 年 1 月 〇 日	
	5 就職活動セミナーなどの講習会の受講	令和 年 月 日	

利用者（求職者）

◎◎職業安定所 殿

（求職活動支援機関等）

保育所入所申込みに係る資料として自治体へ提出するため、上記について証明願います。

令和 年 月 日

利用者（求職者） 住所 精屋郡久山町大字久原3632

氏名 久山 花子

印

機関等

上記について、相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

所在地 福岡市◎◎区◎◎

機関等名称 ◎◎職業安定所

（連絡先：電話番号） 092-000-0000

印

※虚偽の記載は無効です

(問い合わせ先) 久山町役場福祉課092-976-1111

※この書類の提出後就労された場合「就労・復職(予定)・育児休業証明書」への差し替えが必要です。

申 告 書

申告者氏名	久山 花子	年 齢 (4/1時点)	35 歳	児童から見た続柄	母
-------	-------	----------------	------	----------	---

以下の事項について、申告します。

令和 年 月 日

申告者氏名 久山 花子

※必要に応じ、記載内容について問い合わせることがあります

児童を保育する
上での困難さに
関する状況

母が家事ができない状態にあり、父は就労中であるため、私が週3回家事及び身の回りのお世話に行っている。また、通院等必要に応じて行くこともあり、今後増える可能性もあるため。

介護・看護等	介護・看護を受ける方	猪野 えびね	年 齢 (4/1時点)	64 歳	申告者から見た続柄	母																																																							
	事 由	☒ 障害による … 各種障害者手帳の写しを添付 ☐ 介護認定等による … 介護保険証の写しを添付 ☐ その他 … 診断書等証明できるものを添付																																																											
	介護・看護状況	1. 頻度 ☒ 月 ☐ 火 ☒ 水 ☐ 木 ☒ 金 ☐ 土 ☐ 日 ☒ その他（ほか必要に応じて） 2. 介護・看護等時間 <table border="1"> <tr> <td>6時</td><td>7時</td><td>8時</td><td>9時</td><td>10時</td><td>11時</td><td>12時</td><td>13時</td><td>14時</td><td>15時</td><td>16時</td><td>17時</td><td>18時</td><td>19時</td><td>20時</td><td>21時</td><td>22時</td><td>23時</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="15">← 家事等身の回りの世話 →</td> </tr> <tr> <td>(例)</td> <td colspan="2">←</td> <td colspan="2">介護</td> <td colspan="2">←</td> <td colspan="2">家事</td> <td colspan="2">←</td> <td colspan="2">通院</td> <td colspan="2">←</td> <td colspan="2">介護</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>					6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時				← 家事等身の回りの世話 →															(例)	←		介護		←		家事		←		通院		←		介護			
	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時																																											
			← 家事等身の回りの世話 →																																																										
(例)	←		介護		←		家事		←		通院		←		介護																																														
通所・通院先	名称 △△病院 担当者 三角 連絡先 092-000-000																																																												
疾病・障害	事 由	☐ 障害による … 各種障害者手帳の写しを添付 ☐ 疾病による … 医師による診断書（原本） ☐ その他 … 証明できる書類の写し																																																											
	疾病・障害状況	1. 通院頻度 ☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日 ☐ その他（ ） 平均 時 分から 時 分まで 1日あたり 時間 2. 入院（予定） 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで																																																											
	通所・通院先	名称 担当者 連絡先																																																											

※事実確認のため、医療機関等に問い合わせすることがあります

※虚偽の記載は無効です

（問い合わせ先）久山町役場福祉課092-976-1111

家庭保育をしていない申立書

以下の事項について、申立てます。

今回の申請対象児以外に未就学児がいる場合は、**必ず**提出が必要です。

令和 年 月 日

保護者氏名 久山 一郎

※必要に応じ、記載内容について問い合わせることがあります



①	きょうだい児氏名	久山 三郎		年齢 (4/1時点)	2 歳	児童から見た続柄	弟
	生年月日	☐ 平成 ☒ 令和 4 年 4 月 4 日		在園(予定)施設名	☒ 認定こども園 (福岡市) ☐ 在園 ☐ 予定		
	在園(予定)期間	☐ 平成 ☒ 令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで					
	通園(所)状況	1. 通園(所)頻度 ☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☐ 土 ☐ 日 ☐ その他 () 2. 保育等時間 通常 8 時 30 分から 18 時 0 分まで 1日あたり 7 時間 その他 時 分から 時 分まで 1日あたり 時間 ※通常以外があれば記載					
②	きょうだい児氏名			年齢 (4/1時点)	歳	児童から見た続柄	
	生年月日	☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日		在園(予定)施設名	☐ 在園 ☐ 予定		
	在園(予定)期間	☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで					
	通園(所)状況	1. 通園(所)頻度 ☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日 ☐ その他 () 2. 保育等時間 通常 時 分から 時 分まで 1日あたり 時間 その他 時 分から 時 分まで 1日あたり 時間 ※通常があれば記載					
③	きょうだい児氏名			年齢 (4/1時点)	歳	児童から見た続柄	
	生年月日	☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日		在園(予定)施設名	☐ 在園 ☐ 予定		
	在園(予定)期間	☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで					
	通園(所)状況	1. 通園(所)頻度 ☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日 ☐ その他 () 2. 保育等時間 通常 時 分から 時 分まで 1日あたり 時間 その他 時 分から 時 分まで 1日あたり 時間 ※通常以外があれば記載					

※被雇用者が記入した場合や虚偽の記載は無効です

(問い合わせ先) 久山町役場福祉課092-976-1111

申 立 書

申立者 氏 名	久山 花子	年 齢 (4/1時点)	35 歳	児童から 見た続柄	母
------------	-------	----------------	------	--------------	---

下記事項について、事実と相違ないことを申し立てます。
 なお、下記事項について虚偽の記載があった場合、支給認定及び保育施設等の利用
 決定を取り消され（退所させられ）ても異議は申立てません。

令和 年 月 日

申立者氏名 久山 花子

※必要に応じ、記載内容について問い合わせることがあります



災害復旧や妊娠・出産、就学中に伴い対象児の保育が困難
 な場合はこちらの申立書に理由を記載の上ご提出ください。

（問い合わせ先）久山町役場福祉課092-976-1111

(届出保育施設等希望者)

記入例

認可外保育施設のみを希望し
入所される方はご提出ください。

年 月 日

保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

久山町長 西村 勝 様

保護者氏名

久山 一郎

私は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の5第1項の規定に基づき、施設等利用給付認定の申請を行いました。

認可外のみを希望し、認可の幼稚園及び保育園を希望しなかった主な理由は以下のとおりです。

記

(以下の主なもののひとつにチェックしてください。)

- ☐ 既に利用している届出保育施設等を継続して利用するため
- ☒ 希望している届出保育施設の保育理念に共感するため
- ☐ 認可保育所では就労等の希望時間に合わないため
- ☐ 認可保育所が自宅や職場から遠いなど地理的希望に合わないため
- ☐ 認可保育所の入所に必要な書類の準備や手続きが煩雑なため
- ☐ その他

()